

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

なお、本要領において、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（令和6年4月1日局長決裁）を「実施要綱」といいます。

1 件名

GREEN×EXPO 2027 水道局展示物企画・制作業務委託

2 業務の内容

別紙「GREEN×EXPO 2027 水道局展示物企画・制作業務委託」業務説明資料（以下「業務説明資料」という。）のとおり。

3 概算業務価格（上限）

約6,000千円（税込）

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

※ 参考見積書の宛名は「横浜市水道事業管理者」とし、一切の諸経費を含めた見積金額（税抜）を記入してください。

※ 参考見積書に記入した見積金額は評価の対象ではありません。

4 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書（実施要綱第1号様式）の提出

ア 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先 横浜市水道局広報課

（〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎20階）

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（持参の場合の条件は以下同じ））又は郵送（一般書留で期限までに必着）

(2) 参加意向手続時の提出書類

4（1）の参加意向申出書の提出に併せて、下記の書類を提出すること。

ア 誓約書 1部

イ 本業務と類似の事業履行実績（「国際博覧会における企画・展示物制作業務」の履行実績）が分かる書類 1部

ウ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の者については、申請中であることを証明できる書類 1部

(3) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和8年3月25日(水)午後5時までに行います。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

(ア) 提案資格が認められた者には、令和7年度における検討内容に係る資料データ※(令和8年2月時点)を提供します。

※全体平面配置図、展示ゾーンのコセプト、イメージパース、共通展示什器の仕様、体験時間の目安、耐荷重、禁止事項 等

(イ) 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで、持参又は郵送(必着)により提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 提案資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を横浜市水道局が求める場合は、これに対応すること。

(1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)において、営業種目「イベント企画運営等」の細目A「イベント企画」及び細目B「イベント運営等」に登録していること。

なお、一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、上記の種目及び細目において現に申込中である場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。

(2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)」の規定による指名停止措置を受けていない者。

(3) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と裕接な関係を有すると認められる者でないこと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。

(7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く)。

(9) 本業務と類似の事業履行実績(「国際博覧会における企画・展示物制作業務」の履行実績が1件以上)を有すること。ただし、実績は横浜市における事業実績でなくても構わない。

6 質問書（本要領第1号様式）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします（質問者に対する個別回答は行いませんので、質問内容が明確になるように記入してください）。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年4月1日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市水道局広報課（電話：045-671-3108）
- (3) 提出方法 電子メール su-suidokoho@city.yokohama.lg.jp（到達を電話で確認してください。）
- (4) 回答日及び方法 令和8年4月8日（水）午後5時までにウェブページに掲載します。

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、所定の書式（実施要綱第5号様式）に基づき作成するものとします。

なお、提案書等の提出書類には、社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記を行わないこととします。

- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦、片面印刷、左綴じとします。

なお、記載内容により、A4版横のページを含むことを認めます。

- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

- ア 業務実施体制（本要領第2号様式）
- イ 予定技術者の経歴等（本要領第3号様式）※1
- ウ 予定技術者の同種・類似業務実績（本要領第4号様式）※1
- エ 業務の実施方針（本要領第5号様式）
- オ 業務の実施手法（本要領第6号様式）
- カ 展示物構成案（様式自由）
- キ その他の提案（本要領第7号様式）
- ク ワークライフバランスに関する取組（本要領第8号様式）
- ケ 提案書の開示に係る意向申出書（本要領第9号様式）
- コ 参考見積書（A4版、様式自由）※2

- (4) 上記(3)カ 展示物構成案は、業務説明資料「6 展示物の規格等」(2)イメージを基に構成することとし、特に以下の内容に重点を置いて作成すること。

- ・市民、企業との協働による水源林保全の取組について伝え、水源林保全活動への参加を促すような展示物とする。
- ・会場内の水道水が水源からの高低差を利用した電力消費の少ない「環境にやさしい水道システム」で届けられていること（脱炭素の取組）について発信できる展示物とする。

※1 予定技術者ごとに作成すること。

※2 業務に係る人件費、実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した参考見積書を作成すること。

- (5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

- イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- ウ 文字は注記等を除き原則として 10.5 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まらない場合は、枠を広げる又は枚数を増やして記述してください。
- エ 多色刷りは可としますが、事務局内でモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。
- オ 手書きの場合は、消えない筆記用具で作成してください（鉛筆・消えるボールペンの使用は認めません。）。

8 評価基準

【別紙】 提案書評価基準のとおり

9 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数

	提出部数
提案書（実施要綱第 5 号様式）	1 部
提案書の開示に係る意向申出書（本要領第 9 号様式）	1 部
提案書作成要領 別記様式等	10 セット（紙出力、 1 セットずつダブル クリップ留め）
ア 業務実施体制（本要領第 2 号様式）	
イ 予定技術者の経歴等（本要領第 3 号様式）	
ウ 予定技術者の同種・類似業務実績（本要領第 4 号様式）	
エ 業務の実施方針（本要領第 5 号様式）	
オ 業務の実施手法（本要領第 6 号様式）	
カ 展示物構成案（様式自由）	
キ その他の提案（本要領第 7 号様式）	
ク ワークライフバランスに関する取組（本要領第 8 号様式）	
参考見積書	1 部

- イ 提出先 4 (1) と同じ
- ウ 提出期限 令和 8 年 4 月 15 日（水）午後 5 時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は一般書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、横浜市水道局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和8年4月30日(木)(予定) 20分程度(質疑応答含む)
※市会日程等により変更する場合があります。
- (2) 実施場所 市庁舎 20階 大会議室(予定)
- (3) 出席者 総括責任者又は管理技術者を含む3名以下
- (4) その他

ア 時間等の詳細については、別途お知らせします。

イ 提案者名を推測できる発言及び提案書に記載のない項目の説明は行わないようにしてください(提案内容を超える説明は、評価の対象となりません)。

ウ 評価委員配布用の提案書は、横浜市水道局で用意しますので、持参する必要はありません。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市水道局第二物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会(以下「審査等委員会」という。)	GREEN×EXPO 2027 水道局展示物企画・制作業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	水道局 経営部経理課長 事業推進部資産活用課長 給水サービス部サービス推進課長 給水サービス部給水維持課長 配水部配水課長 施設部計画課長 浄水部浄水課長 施設部技術監理課長 経営部経理課契約係長 事業推進部広報課長	水道局 浄水部浄水課長(委員長) 施設部計画課長(副委員長) 経営部経営企画課長 事業推進部資産活用課担当係長 給水サービス部給水維持課給水事務係長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部 GREEN×EXPO推進課担当係長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和8年6月5日(金)(予定)
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで、持参又は郵送(必着)により提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために横浜市水道局において作成された資料は、横浜市水道局の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、審査等委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市水道局の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の可否

要する。